

新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免申請に関する Q&A

問 介護保険料の減免はどのような内容なのでしょう？

(答)新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が亡くなった、重篤な傷病を負った、または収入が著しく減ったため、生活が困難になった方への負担軽減を行うものです。

さくら市でも、国の基準に準じた減免を行ってまいります。

問 申請書の提出はどのような方法になりますか？

(答)新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、原則郵送による受付にいたしますので、ご協力をお願いいたします。申請書をさくら市ホームページよりダウンロードし、必要事項を記入し添付書類を同封のうえ郵送をお願いいたします。申請書等をダウンロードできる環境にない方は、申請書一式をお送りいたしますのでご連絡ください。

郵送および問合せ先: さくら市税務課保険税係 〒329-1392 さくら市氏家2771番地
電話: 028(681)1114

問 そもそも自分は減免の対象になるのでしょうか？

(答)まずは介護保険料減免判定簡易フローを参照のうえ、該当するかご自分で確認願います。不明な点がありましたら、税務課までお問い合わせください。

問 主たる生計維持者とは誰のことをいうのですか？具体的に教えてください。

(答)世帯の生計を主として維持する方であって、減免を受けようとする被保険者と同一世帯の方となります。また、被保険者の方が主たる生計維持者本人である場合もあります。

なお、別世帯の方を減免対象にすることはできません。

問 「重篤な傷病を負った」とはどういう状態をいうのですか？

(答)主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症にかかり、1か月以上の治療を有すると認められる場合(宿泊療養や自宅療養期間も含めます)をいいます。該当する場合は、医師の診断書や、保健所等から出された措置入院の勧告書などを提出願います。

問 私は世帯主で妻と二人暮らしです。主たる生計維持者の私は年金収入のみですが減免の対象になりますか？

(答)収入減による減免該当の判断は、事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入のいずれかが前年比30%以上の減少が見込まれる場合となっています。年金収入は雑収入になりますので減免対象の事業収入等には該当しません。よって減免の対象になりません。

問 申請後は保険料の支払いはしなくていいのですか？

(答)申請をいただいてから、減免の審査・決定までは1か月から2か月ほどかかります。介護保険料減免決定通知書がお手元に届くまでは、お支払いをお願いいたします。減免によって、保険料が納めすぎとなった場合は、後日返金(還付)させていただきます。

問 国民健康保険税の減免申請をしたところですが、介護保険料の減免申請は改めてしないといけないのですか？

(答)別に申請が必要になります。お手数ですが、改めて申請をお願いいたします。

問 新型コロナウイルスの影響により給与収入減収見込みで減免申請をして承認されましたが、令和4年中の給与収入見込が当初見込みより悪化しそうです。再申請した方がいいのでしょうか？

(答)令和4年中の収入見込は、減免の要件に該当するかを判断するものですので、すでに減免を承認されていれば再申請の必要はありません。

問 減少が見込まれる営業収入の令和3年中の所得金額は0円です。その場合、減免にはならないのでしょうか？

(答)減免の要件に該当しても保険料は減免されません。

減免額は、 $A \times B \div C \times (d)$ で計算されます。

- A 令和4年度介護保険料
- B 主たる生計維持者の収入の減少が見込まれる収入にかかる令和3年の所得の合計額
- C 主たる生計維持者の令和3年の所得合計金額
- (d) 減免割合

Bの値が0になりますので、上の計算式に当てはめて求められる値が0となります。減免の要件に該当(収入見込前年比10分の3以上減)しても、減免される額が0円ですので、保険料は減免されません。